

## 第3期計画の基本的な考え方について

### 1 計画策定の趣旨

- ・DVを取り巻く国や県の状況
- ・姫路市の状況
- ・計画策定の背景

### 2 計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とする。なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン 2022」及びその他の関連計画の内容と整合を図るものとする。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとする。なお、計画期間内であっても、社会・経済情勢の変化やDV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

### 4 配偶者等からの暴力に関する状況

### 5 第2期計画での主な取組内容と検討課題等

### 6 計画の体系

市町村基本計画は、DV防止法の規定において、都道府県基本計画を勘案して定めるよう努めなければならないとされており、平成31年4月に改正された県の基本計画の計画体系を勘案し、現計画の計画体系をベースに、課題の検証、取組み内容を充実させることとしたい。

#### ○第3期計画の施策の体系（案）

- 1 啓発・教育の推進
- 2 推進体制の充実
- 3 相談体制の充実
- 4 被害者の安全確保
- 5 自立支援の充実

(参考)【第2期計画(現計画)策定後以降の動き】

○DV法の改正(令和2年4月1日施行)

- ・配偶者からの暴力の被害者保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として、児童相談所を追記
- ・また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることを明記 など

○DV防止法の規定に基づく国の「基本方針」の改正(令和2年3月23日)

○兵庫県DV防止・被害者保護計画の改正(平成31年4月)